

地域密着型特定施設 てとての森 運営規程

(事業の目的)

- 第1条 医療法人 CLS すがはら が開設する 地域密着型特定施設 てとての森 において実施する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下、「事業者」という。)の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、地域密着型特定施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 この事業者が行う地域密着型特定施設の事業は、特定施設サービス計画及び(以下、「特定施設サービス計画」という。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することとする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。
- 2 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 事業者は、自らその提供する地域密着型特定施設の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)事業所名 地域密着型特定施設 てとての森
- (2)福岡県大牟田市小川町 30 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1)管理者 1名 (介護職員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2)生活相談員 1名(介護職員と兼務)

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

(3)看護職員 2名(看護職員と兼務)

看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努める。

(4)介護職員 10名(常勤8名、非常勤2名)

介護職員は、地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる。

(5)機能訓練指導員 1名(看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

(6)計画作成担当者 1名(看護職員と兼務)

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員は18名、居室数は18室とする。

2 ユニット数は3ユニットで、ユニットごとの入居定員は6名とする。

(地域密着型特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 介護の内容は次のとおりとする。

- (1)特定施設サービス計画の作成
- (2)入浴(週2回)、排せつ、食事等の介護
- (3)その他の日常生活上の支援・世話
- (4)機能訓練
- (5)健康管理
- (6)相談及び援助
- (7)利用者の家族及び地域との連携

(利用料その他の費用の額)

第7条 地域密着型特定施設の利用料の額は、別紙のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、地域密着型特定施設が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|--|------------|
| ① 個別的な外出介助(利用者の特別な希望により、個別に行われる買い物・旅行等の外出介助、協力医療機関等以外の通院・入退院の際の介 | 1500 円／時間 |
| ② 個別的な買い物等の代行 | 700 円／30 分 |
| ③ おむつ代 | 実 費 |
| ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 | 実 費 |

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 居室の変更についての条件及び手続きは次の通りとする。

- 一 ご入居者の心身の状態、生活への適応状況により必要と認められた場合には、医師の意見を踏まえた上で居室の変更を行う。尚、居室の変更に際しては、ご本人及び身元引受人の同意を得るものとする。
- 二 全室個室で介護居室であるため、一時介護室は設置していない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は、事業所の従業員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
- 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
- 三 利用者は、健康に留意するものとする。
- 四 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の

急変、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずる。

- 2 看護職員により、主治医又は指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡ができる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制をとる。
- 3 事業所は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族へ連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

(非常災害対策)

- 第11条 事業者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定め、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(運営推進会議)

- 第12条 当事業所が行う地域密着型特定施設入居者生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センター職員及び地域密着型特定施設入居者生活介護についての知見を有する者とする。
 - 3 運営推進会議の開催は、2ヶ月に1回以上とする。
 - 4 運営推進会議は地域密着型特定施設入居者生活介護の活動・運営状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(協力医療機関等)

- 第13条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

- 3 事業者は、協力医療機関との間で、利用者等の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行うものとする。
- 4 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 5 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 6 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(記録の整備)

第17条 事業者は、利用者に対する地域密着型特定施設サービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 地域密着型特定施設サービスの提供に関する記録
- (2) 地域密着型特定施設サービス計画
- (3) その他保険給付に関する記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から2年間保存するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント)

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言

動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 施設は、全ての特定施設入居者生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後1月以内

(2)継続研修 年2回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 看護職員又は介護職員を地域密着型特定施設入居者生活介護以外のサービス提供に当たる従業者と明確に区分するための措置として、(例)勤務表を掲示する。制服を変える。等

5 事業者は、従業者、設備、及び会計並びにサービス提供等に関する諸記録を整備するものとする。

6 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。なお、その詳細な手順等については別に定めるものとする。

7 事業者は、すべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業者の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

8 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人CLSすがはらと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。